

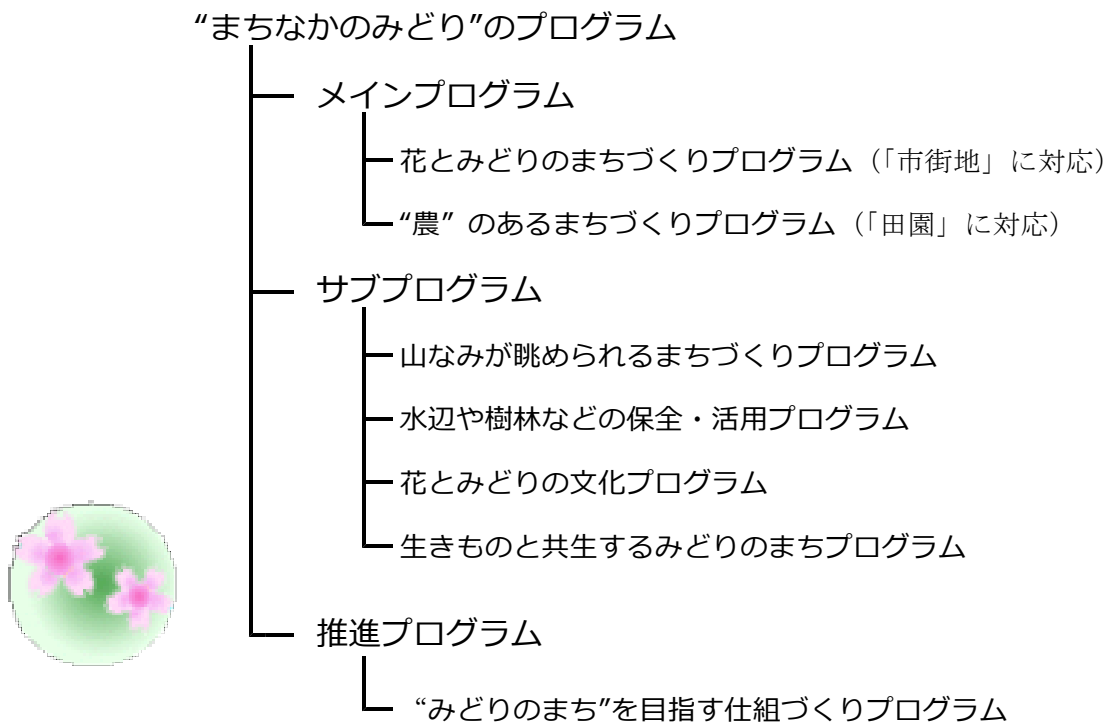
第3章 “まちなかのみどり”のプログラム

“まちなかのみどり”に取り組むために、まずまちなか（平野部）を面的に構成する2大要素である「市街地」と「田園」とに対応して、「花とみどりのまちづくり」「“農”のあるまちづくり」の2つを「メインプログラム」とします。

次に、この2つを支える「サブプログラム」として、“まちなかのみどり”の魅力を引き立てている「山なみ眺望」の取組、まちなかに潤いをもたらす「水辺や樹林」の取組、人々の心にやさしくかつ力強く働きかける“花とみどりの文化”の取組、さらには“まちなかのみどり”を支えあるいは支えられて人と共生する「生きもの」の取組を示します。

さらに、それらを進める“テコ”となる「花とみどりの市民パワー（市民緑(力)）」を伸ばす仕組みづくりを「推進プログラム」とします。

なお、各プログラムには、中長期的な見通しに立った「基本方向」と、とりあえず取り組む「主要プロジェクト」とを示します。今後、必要に応じて「主要プロジェクト」を追加することもあります。



これらのプログラムなどは、市民・事業者・行政の協働で進めますが、各々の基本的な役割を整理すると次のようです。

- 市民は、暮らしの中で“花とみどり”の取組を進め、それを通じて互いのコミュニケーションを深めるとともに、さらに労力や資金などを可能な形で提供しみどりの地域・都市づくりを進めます。
- 事業者は、事業を進める中で“花とみどり”の取組を進めるとともに、社会

貢献としてあるいは農園芸関係事業者などは本業として、みどりの地域・都市づくりを進めます。また、これらへ労力や資金などを可能な形で提供します。

- 行政は、市民や事業者の“花とみどり”の取組を財政面や技術面から支え、公園・道路（街路樹）などの公共施設の整備や管理の最終的な責任や法規制などを担います。

なお、現在、各課に分かれている“みどり行政”の連携強化及び一体化、及び“みどり”と表裏一体の密接な関係にある景観行政との同様の対応を検討し対応を進めます。

また、経済停滞の中で市の財政事情が厳しく、一方、成熟社会へ向かう中で市民の“まちなかのみどり”などへのニーズが高まる中で、こうした“協働体制”の確立が「鍵」となることを広く知らせていきます。

なお、各プロジェクトの進め方などは、各々の事情にあわせて、順次、対応していきます。

〈メイン プログラム〉



3-1 花とみどりのまちづくりプログラム

（１）基本方向

（心地よさに配慮しつつ、量的に広げる）

- 市民の“まちなかのみどり”への満足度はまだ十分に高くなく、近隣都市に比べ箕面の“花とみどり”は必ずしも抜きん出ている訳ではないことなどから、まず“みどり”を量的・面的に増やします。

その際、遠くにあり眺める“みどり”は主にボリュームを、身近で触れ合う“みどり”には心地よさをも大切にします。

- あまり進んでいない商業施設や駐車場の緑花（注）並びに生け垣の普及などは、ブロック塀につる植物をはわせるなどの暫定的対応を含め、粘り強く働きかけていきます。

（注）緑花（緑花化）：花の咲く植物でとりわけ美しく緑化すること。

（“美・楽・情”を感じる“みどり”へ質的に高める）

- 新緑＋開花＋紅葉（黄葉・結実）＋落葉などの季節ごとの“彩り”を冬季を含め大切にし、美しさ&楽しさ&情緒を感じるよう“みどり”の質を高めます。
- 一面のお花畑など“迫力のある美しさの緑花”とともに、デザインされた寄せ植えなど多様な種類・彩りの取り合わせから生まれる“繊細な美しさの緑花”を大切にします。
- 冬の寒さに耐え春に一斉に開花する桜が人々の共感を呼ぶように、生命力や“いのち”の喜びなどを感じさせる「季節感を大切にした緑花」を進めます。
- 個々の花とみどりの美しさとともに、風景（ランドスケープ）など周辺環境と調和した魅力・美しさを生み出すよう努めます。
- さらに、花とみどりのぼんぼりや豆電球によるライトアップや電飾などを適切に促進し、その美しさを効果的に際立たせる工夫を呼びかけます。

（“花とみどりのパワー”を公益的な緑花につなげる）

- 市民や事業者の“花とみどりのパワー”を伸ばして、庭などの未公開の緑花の公開、住宅や事業所（お店を含む）の道路沿いの敷地や玄関周りなどのセミパブリック・スペース（半公共空間）の緑花、さらに公園や街路樹帯など公共空間の緑花へとつなげ、緑花の喜びをみんなで共有・共感するようにします。

（花とみどり産業の活性化）

- 花とみどりのある暮らしや街づくりさらには地域経済を支えるために、資材（苗・タネを含む）・情報（園芸相談など）・サービス（設計・デザインなど）を身近にかつよい品質で提供されるよう民間活力を伸ばし、中小事業所や花農家を中心に造園や花生産の事業者・園芸店など、箕面の花とみどり産業の活性化に配慮し応援します。

（２）主要プロジェクト



① 花とみどりのおうちづくり応援システム

〔ねらい〕

- ＊ 市民の自発的な緑花ニーズに基づき、お庭とともに道路沿いなどのセミパブリック・スペースの緑花を進めます。

〔内 容〕

- ＊ 地域ごとの各戸（事業所やグループを含む）での花飾りなどの紹介・啓発。
- ＊ 新築時のみどりのアドバイス・システム（建築時の緑化の実施義務を適切な担保のもとに延ばし、かわりに入居者の自発的な緑花を促すなど。（例：みどりの保証金預かり制度（西宮市目神山（めがみやま）地区））。
- ＊ 敷き際の緑花への助成制度の活用、及び地域ごとの様々な緑花グループづくり。
- ＊ みどりのカーテンづくりや里親方式によるお花の普及（例：西小校区でのあじさいの里親運動）など、市民による全市的・地域的な取組の促進。
- ＊ 子供の誕生や新築記念など各家庭での“記念樹”の植栽を呼びかけ、必要に応じ助言・指導などを実施。
- ＊ 集合住宅敷地の緑花の促進。（箕面如意谷住宅団地 など）

② シンボルツリーの保全・普及

〔ねらい〕

- ＊ まちなかなどに残された大木・名木の保護、並びにその増加への植樹を促進します。

〔内 容〕

- ＊ 市による「保護樹木・樹林」の指定の拡充（公共用地についても、対応を検討）。指定保護樹木所有者とのコミュニケーションやサポートの強化。
- ＊ 適地（学校・公園などを含む）への将来のシンボルツリー候補の植栽の促進。
- ＊ シンボルツリーなどの落ち葉問題など、所有者と周辺住民などとの「内部矛盾（あつれき）」の調整。
- ＊ シンボルツリー保護に関する法令の拡充。

③ “みどりの道”づくり

[ねらい]

- * 良好な景観面やさわやかな環境づくりなどで効果の高い街路樹の保全・適正管理、生け垣などの沿道の緑化などにより“みどりの道”“みどりのトンネル”づくりを総合的に促進します。

[内 容]

- * 街路樹への市民の意見と管理サイドとの調整システム（調整機能の設置など）、住民参加を含む管理ルールづくり（一般ルール＋路線・区間ごとのルール）。
- * 必要に応じて、街路樹の樹種を含む更新（落ち葉・倒木・通行問題などを考慮）の検討。
- * 歩行者道・遊歩道・歴史的街道・路地・畦（あぜ）道などの“みどりの小道”のネットワークの形成。
- * 住宅地の生け垣を含む沿道緑花（道から眺められる庭木などを含む）についての啓発・顕彰。
- * 公共施設（学校・公園を含む）や民間事業所などの沿道緑化の促進。
- * “みどりの道”の恵みを豊かに受け取る方向で、沿道住民などの街路樹等への愛着と誇りを高め組織づくりを促進。

④ 「公園クラブ」の普及（公園の魅力アップ・システム）

[ねらい]

- * 市民の憩いやコミュニティの場である公園のリニューアル（再生）を目指し、多様な活用と改善（緑花など）による魅力アップを進めます。
- * 住民による自発的な緑花などが、積極的に行われるよう図ります。

[内 容]

- * 住民による花壇などの整備と管理（落ち葉の腐葉土化などを含め）。
- * 公園を生かしたイベントなどの開催。
- * これらの活動を行うグループとして「公園クラブ」などを、順次、組織化。
（例：「すずは公園クラブ」（箕面西北公園／箕面7丁目））

⑤ 学校・園ごとの“みどり”への取組の促進

[ねらい]

- * “みどり”に関して、次世代を担う子供たちへの教育・学習、並びに学校（校区）や幼稚園・保育園を基礎とした保護者や住民の地域での取組を広げます。
あわせて、学校を“みどり”のオアシスや活動のセンターなどとしていきます。

[内 容]

- * “みどり”に関する学校教育の充実。
そのため、教材の提供・講師の派遣などや、学校などでのシンボルツリー・農園・森・ビオトープ園等の育成・設置など。
- * 学校・園に近接した公園・里山・河川などを生かした“みどり”に親しむ学習・教育の促進。
- * 校区などにおける“みどり”に関する活動の応援・普及。
※ 「校庭・園庭の緑化」については、3－4の〔主要プロジェクト〕「② 広場の芝生（草地）化や原っぱの整備」でまとめて述べます。

⑥ 駐車場・未利用地などの緑化

[ねらい]

- * 建物附属駐車場（住宅など建物の敷地内駐車場。開発・建築時に規制・指導するなど緑化を公的にコントロール）とともに、特に緑化が大きく遅れみどりの街なみを分断していることが多い単独駐車場（青空駐車場。現在、公的コントロールの対象外）の緑化促進への有効な対応を検討します。
- * また、同じく資材置き場などの緑化も望まれています。
- * さらに、公共・民間の遊休地などについて、暫定的なケースを含め、緑化を促進します。

[内 容]

- * 駐車場や資材置き場などの緑化についての啓発。
- * 単独駐車場の届け出・緑化の義務づけ、又は助成などについて、市民参加によるチェック・助言システムなどを含め検討。
- * 道路予定地・その他の未利用地について、土地所有者に働きかけ数年間など暫定的にでも土地所有者自身又は住民による借地・利用許可・市の自主管理制度の活用などにより、お花や樹木による緑化を促進。暫定緑化の場合は、あらかじめ周辺住民などの理解とコンセンサスを得るように配慮。

⑦ 「特別緑花エリア」の整備

[ねらい]

- * 「緑化重点地区」として強力な緑化対策がとられているニュータウンなど以外の既成市街地を中心に、必要な場合は専門家のアドバイスを受けつつ、住民（商店などの事業者を含む）・土地所有者・行政などの関係者のコンセンサスを得て、状況に応じて民有地・公有地にわたる「特別緑花エリア」を設定し再開発的・修復的な形で花とみどりの地区づくりを進めます。
- * 基本的には、関係者が“協働”で対応することが大切で、そのためには関係者による十分な話し合いが鍵となります。
- * 話し合いにより、花壇などの管理面や樹木の生長など将来を見通しつつ“みどりのデザイン（基本構想）”づくりやそれに基づく具体計画・管理態勢づくりを行います。



[内 容]

- * 対象候補地区
 - ・ 箕面駅周辺（駅前広場・駅舎・滝道・商店街の緑花など）
 - ・ 桜井駅周辺（駅前再整備に伴う緑花など）
 - ・ かやの中央周辺（鉄道延伸に伴う新駅周辺の緑花、かやの中央地区全体の緑花・水遊びの場の整備 など）
 - ・ 市役所周辺
 - ・ その他の全市的・地域的にみてシンボリックな地区
- * “みどりのデザイン”では、街路樹・公園・緑地・花壇・各戸の沿道の緑花等の管理方法や保全・創出などの話し合いを促進。

⑧ 協定などによるみどりあふれるまちづくり

[ねらい]

- * みどり豊かな住宅にするには、戸建てではできるだけ広い敷地であることが望まれ

ます。

現在、箕面市では地域特性に応じて、開発・建築の基準（最低面積＝100㎡又は150㎡。緑化面積＝敷地の10%以上など）が定められています。

必要に応じてこれらのさらなる上乘せ（面積拡大）などを検討するとともに、地域としてみどり豊かな住宅地の保全などを希望する場合には、住民間の協定によってこれらの上乘せ基準などを定めることを奨励します。

[内 容]

- * 住民の希望に応じて、自治会と連携しつつ、みどりなどについての独自の「まちづくり協議会」づくりを奨励。
- * 住民の総意をまとめ、まず「自主協定」を締結。
- * 「自主協定」が定着したことを見定めて、必要に応じてよりしっかりした法令に基づく協定、又は行政と話し合って法令に基づく基準への移行を促進。
- * これらをサポートするため、事例集などを作成し、専門のまちづくりアドバイザーなどを地域に派遣。

（例：桜ヶ丘洋館通りでの住民による協定づくり：桜ヶ丘まちづくり協議会）

⑨ 水とみどりのエコ・ネットワークの形成

[ねらい]

- * 山とまちなかとを結ぶ河川・樹林帯などの水とみどりの骨格的なエコ・ネットワークについて、総合的な視点から保全・創出に努めます。その際、必要に応じて隣接市町と連携して広域的ネットワークの形成を進めます。

1) エココリドーなどの保全・創出

野生の生きものの河川・樹林帯（河畔林（かはりん。川縁林・水辺林）や街路樹帯を含む）経由の往来のための“エココリドー”（生態系回廊＝連続又は飛び石状の樹林など）や、季節的に山地・平地を移動する漂鳥の一時滞在地やキジなどの生息地の役割を果たす“エコトーン”（生態系推移帯＝山と平野との環境が重なる山すその畑地・草地など）について、保全・創出します。

2) ヒートアイランド現象の緩和

街のヒートアイランド現象を緩和し微気象を改善する、さわやかな“木陰の道（街路樹等によるみどりのトンネル）”“風の通り道”あるいは“みどりのオアシス（水田・池・樹林）”などを保全・創出します。

3) みどりの防災ベルトの形成

災害時の延焼や建物の倒壊の防止・用水の確保・通行の確保などが期待される、河川・街路樹帯などを保全・創出します。

また、山すそなどの地盤の有馬一高槻構造線等の活断層（注）について、それ自体の地震発生活動や、軟弱破碎帯の存在による巨大地震（南海トラフ地震等）時の震動の増幅による被害拡大を回避・緩和するため、断層直上での建造物建設を避けあるいは耐震性・免震性を強化するとともに、中長期にわたって段階的に緑地などとし“みどりの防災ベルト”が形成されるよう図ります。

（注）活断層：地質学的にみて、最近（数十万年又はそれ以上の年数内）に繰り返し動き将来も動くと思われる断層（地盤がずれた割れ目）。

[内 容]

- * 河川・河畔林・街路樹帯あるいはまちなかに残された中小樹林（庭のミニ樹林など

を含む)の保全や植栽による創出。

(例:住民(箕川・水とみどりの会)による箕川(みのかわ)沿いの植栽など)

- * 山すその農地・草地などの保全。
- * 市内の活断層の把握と情報提供並びに緑地の整備などを含む対策の検討並びに助言・指導。(例:断層上の集合住宅の分節配置/石丸3丁目)

⑩ 花とみどりにふさわしいデザイン&マネージメントの推奨

[ねらい]

- * 花とみどりなどを、適切に計画し管理し効果をあげるようにします。

[内 容]

- * 花壇や植栽などのデザインへの啓発を通じて、市民や事業者などの取組による花とみどりのハーモニー(調和)の創出の普及。
その際、個別の緑花とともに、敷地・通り・地区全体との調和を大切にするように呼びかけます。
- * 建築物・公園・街なみ・田園環境さらには風景(ランドスケープ)などの周辺環境やそこに暮らし働く人々と花とみどりとが調和しあるいは問題を生じないように、あらかじめ植栽の種類や方法などを練るデザイン(計画)、並びに植物の生長に伴い発生する日照などの問題発生にきめ細かく柔軟に対応するアダプティブ・マネージメント(適応的・順応的管理)の普及。
- * “みどりのデザイン”の専門家の意見と広く市民の声とを結びつけた良好なデザインを生み出す具体の仕組みづくりを研究し実現を目指します。

3-2 “農”のあるまちづくりプログラム



(1) 基本方向

(協働で取り組む“農”のあるまちづくり)

- 農地・農道(畦(あぜ)道を含む)・ため池・農業用水路(小川)などからなる生き生きとした田園の風景と環境(農空間)が広がり、そこから市民に新鮮・安全・おいしい・安いという4拍子そろった農産物が供給され、そして子どもを含め市民の農業体験や食育の場などが身近にあることは、箕面の“みどり”の大きな魅力であり特徴です。
- これらの恵みを生かしつつ、兼業農家がほとんどなどという実情を踏まえ、“農”のあるまちづくりを農業者・JA(農業協同組合)・市民(農業ボランティアを含む)・行政などの協働によって進めます。
- また、リタイア層をはじめ市民の“農”に対する期待や参加意識は高く、その“農”への期待とパワーとが最大限発揮されるようにしていきます。

(田園の風景と環境の保全・活用)

- 大都市近郊の箕面では、生産効率向上への大規模なほ場整備(造成工事を伴う農地の区画の再編など)は行われませんでした。このため農作業の効率や生産性の面では十分ではないのですが、一方で価値ある昔からの田園の風景や環境が比較的残されているので、その保全と活用を進めます。

- そのため、必要に応じ市民の知恵やボランティアとしての協力などで支えながら農業生産を活性化し、時代の流れに沿った高付加価値農業といえる地産地消型農業、農業のサービス産業化といえる市民農園（貸し農園）経営、地元農産物を使った料理の提供や高付加価値型加工などの第六次産業化などを促進します。
- 市街化調整区域の農地を原則として保全し、市街化区域の農地については農家の希望に基づき、「生産緑地」などとして保全に努めます。
- また、もやし林になった放置植木畑の伐採などによる農地の再整備＝農業再開を進める場合も、樹木・樹林の一部を適切な形で保全・再生し木々と調和した田園風景づくりに努めます。
- 農家の営農意欲（やる気）を大きく減退させる 山すそなどでの野生獣による食害防止について研究し対策を進めるとともに、一部の通行人による農産物などのポイ取り（少量の盗難。通りがかりの出来心によるとみられる）への啓発などによる防止に努めます。
- さらに、都市化の中でそのまま残すことが難しい田園エリアについて、できるだけ“農”との共生型・自然共生型のみどり豊かなまちとなるよう図ります。

（箕面版“都市と農村の交流”の促進）

- 以上を進める基礎として、市民と農家（農業者）とのコミュニケーションを広げ深めます。

生き生きした農業生産に由来する“農”の風景（注）の継承・創造に配慮しつつ花などの景観作物の栽培や関連イベントの開催、農産物の収穫体験、市民農園（貸し農園）の普及、農業ボランティア（現行の「農業サポーター」を含め）などを広げます。

（交流イベントの例：石丸れんげまつり）

（注）“農”の風景の継承・創造：農地を単に花壇化するのではなく、美しい田園風景づくりとして農業生産と結びついたレンゲ畑などの伝統的な風景を継承し、無農薬栽培への害虫除けハーブなどにより新たな風景を生み出すこと。

（“農”のあるまちづくりの調査・研究・提案）

- 「農業振興地域」（農振法）としての位置づけのない箕面市での兼業農家中心の農業や農空間については、一般的な農業対策メニューだけでなく、環境面や市民の農業体験ニーズなどを含めた実情にあった独自の総合的な検討が必要です。

法令・税制面などを含め課題を整理し、箕面での“農”のあるまちづくりのあり方について調査・研究を進めます。

- 田園地域を新市街地として整備する場合は、生きものなどを含むみどりに十分に配慮されるよう、日常的に啓発や情報提供などを進めるとともに、構想・計画の早い段階から行政や専門家による相談・助言が行われ、その概要を公表し農家（農地所有者）だけでなく周辺住民などの意見を聞き理解を得るなどスムーズに行われるよう図ります。

また、みどり豊かな街への適切な調査・研究をし、提案などを行います。

特に、こうした可能性がある「かやの中央地区周辺」では、「緑化重点地区」として十分な対応がとられるよう図ります。

（２）主要プロジェクト

① 貸し農園の普及



[ねらい]

- ＊ 貸し農園（市民農園）の普及により農家への収入を伴う農地活用及び市民の手づくり農産物や健康面などのニーズに応えることにより田園環境の保全を図ります。

[内 容]

- ＊ 市民・その他などによる貸し農園運営組織（農地借用組織）などの設立、農家との農地借用ルールの確立、営農指導ができる人材育成。
- ＊ 地域の景観や環境と調和した“美しい貸し農園”づくり。
- ＊ できれば、貸し農園（農地）で市民が生産した農産物販売方法も検討。
- ＊ 併せて、市民組織や企業などによる貸し農園経営など農家の立場に立った農地の農地としての活用支援システムの検討。

（みのおエコクラブなどによる貸し農園の開設）

② 農産物の地産地消への生産－流通システム

[ねらい]

- ＊ 箕面市（必要に応じ北摂の近隣市町を含む）での農産物の地産地消の拡充へ向けて、箕面市内での消費見通しなどマーケティングをしっかりと行い、ボランティアの参加などをテコに生産量アップ・品揃え・品質・耕作者の確保などの課題解決を図り、安定した地産地消の生産－流通（販売）システムの確立を目指します。

[内 容]

- ＊ 農地の年間を通じた活用による地元農産物の生産量アップと品揃えを目指し、農地の借用や有償ボランティア制を含む営農を進めるため、農業法人・その他の営農・流通組織づくりを検討。
- ＊ 農家・貸し農園（市民農園）・有償ボランティア耕作農園などからの効率的な集荷システムを検討。
- ＊ 安定した消費を確保するため、市民への直販などとともに高齢者福祉施設などまとまった農産物供給（販売）先を開拓。
- ＊ 無農薬・低農薬の有機農産物の生産技術の研究・普及とともに、生産農産物の品質のチェックと保証体制とを確立。
- ＊ これらを多くの市民の理解と支持を得て行えるよう、農産物のブランド化を進め啓発やネットワークづくりのための農業体験や交流イベントなど開催。
- ＊ このシステムについては、検討中の公社形態を含め農家（農業者）・農協・市民・行政などの協力により具体化。

（注）３－２は、みどりと触れ合う視点などから“農”のあるまちづくりを目指すもので、本格的な農業・農地政策は箕面市や農協などが中心に並行して取りまれますので、それと連携して対応を進めます。

〈サブ プログラム〉

３－３ 山なみが眺められるまちづくりプログラム

（１）基本方向



（山なみと“まちなかのみどり”との相乗効果の発揮）

- 豊かな“まちなかのみどり”の重要な構成要素の一つは、市街地のあちこちから眺められる山なみです。山なみが街の風景を引き立て、手前にある街の木々などが山なみを美しく見せるという相乗効果的な関係にあります。
- 山すそ部についてみどりの風景と環境とが保全され創出されるよう図るとともに、街からは手前のみどりに飾られて山なみ眺望が確保されかつ山麓部から見渡した街の風景がみどり豊かになるよう配慮して、“まちなかのみどり”の拡充に努めます。

（２）主要プロジェクト

① 山なみ眺望の確保

[ねらい]

- ＊ 市立病院などいくつかのビューポイント（視点場）から、手前の“まちなかのみどり”と調和して北摂山系の山なみ眺望が将来とも確保できるまちづくりを進めます。

[内 容]

- ＊ 山なみ眺望についての啓発・顕彰、（遠距離などからの）ビューポイントの追加や眺望施設の整備。
- ＊ 山なみ眺望を確保するための都市計画的なビジョンの検討（眺望確保の斜線制限・土地利用等による高さ制限など）。
- ＊ 山なみとの相乗効果を意識した“まちなかのみどり”の拡充。
- ＊ 鉄道などのプラットホームや車窓からの山なみや沿線のみどりの眺望が確保されるように、鉄道会社や沿線住民などへの呼びかけ。



↑ 手前に“みどり”があると、山なみも美しく眺められます。（箕面市立病院から）

3-4 水辺や樹林などの保全・活用プログラム

（１）基本方向



（自然的な水辺や樹林の再評価と保全・活用）

- 街に潤いをもたらす河川・水路・ため池・水田といった自然的な水辺や、河畔林・社寺林・果樹園・里山などの残された自然的な樹林・草地を、風景面や生きものの生育の場などとして再評価し、「市民緑地制度（緑地などを自治体に貸し公開する制度）」の活用やナラ枯れ（ドングリのなる木の伝染病）対策などを含め総合的な保全に努めます。

既に河川改修などでコンクリート化するなど人工的になっている水辺は、できるだけ自然性を回復するように改善していきます。

さらに、これらについて、条件に応じてため池公園や里山公園あるいは子どもなどが遊べる原っぱなどとして自然を生かして活用していきます。

（新たな水辺などの創出）

- 水害防止や水難事故防止面などから水辺はある程度人工的になることが避けられない面がありますが、それらを多自然工法などで補いつつ親水空間やビオトープ池などをできるだけ増やしていきます。
- 一方、樹林や草地については、新たに増やすことは容易ではありませんが、できるだけ植栽・芝生広場・草地（空き地）など暫定的なものを含めて増やしていきます。

（２）主要プロジェクト



① ため池公園・里山公園などの整備

〔ねらい〕

- ＊ 市街地内又は市街地に接して残されたため池や里山のうち、都市計画公園としての位置づけられているものについては、できるだけ自然を残した公園とし、街に自然の潤いを与えるようにします。

〔内 容〕

- ＊ 都市計画公園予定地のため池や里山について、ため池公園・里山公園などとして人工的な改変は必要最小限としできるだけ自然性のあるため池や里山として保全し、散策・自然の観察や学習の場、野生の生きものの生育の場などとしていきます。

その際、事情に応じて、借地方式や部分開設方式などを工夫します。

（候補：中央公園予定地（新御堂筋の突き当たりの山すそ一帯）・箕面東公園の北部（里山）・芦原公園の東部（ため池）・新稲の森（スカイアリーナ北側。主に草地）など。

② 広場の芝生（草地）化や原っぱの整備

〔ねらい〕

- ＊ 遊び場をはじめ潤い空間などとして市街地のみどりを増やすため、可能にもかかわらず裸地などとなっている空間の緑化を進めます。

〔内 容〕

- ＊ まちなかの広場（公園や校庭などを含む）
 - ・ 空き地（未利用地）などについて、可能性を見極めた上、芝生などによる草地化など暫定的なケースを含めて緑化を進め、芝生広場・原っぱなどの遊び場や憩いの場としての整備・開放を促進して有効利用を図ります。民有地については借地方式についても検討し、できるだけ地域住民の参加による維持管理を進めます。



↑ 子供が遊ぶ原っぱ「どんぐり広場」
（桜ヶ丘1丁目）

③ 河川の親水施設の整備

〔ねらい〕

- ＊ 箕面には中小河川が多く流れ、公共や市民の手で作られた親水の場（箕面川の親水

公園（箕面西公園）、かやの中央の親水スペース（千里川）、勝尾寺川ホテルの会による川沿いの公園、箕川・水とみどりの会やみのお川を美しくする会による川沿いの緑花帯 などがあります。

これらの特性を生かし発展させ、水辺に触れる憩いの場として河川や河川沿いの整備を進め魅力アップします。

〔内 容〕

- ＊ 河川沿いの道路・散策路の保全・拡充、並びに緑花。
- ＊ 子供たちが河川と安全に触れ合える場や河川を眺めて憩える公園や散策路などを、水辺の生きものや水辺の生態にも配慮しつつ河川に関するアドプト制度（大阪府）などを活用して整備。



↑ 子供たちが遊ぶ 箕面川の親水公園（箕面西公園）

④ 水路の保全と魅力アップ

〔ねらい〕

- ＊ 箕面では、河川やため池と田んぼとを結ぶ農業用水路（小川）が街や田園を貫いてかなり残されています。

これらの水路を保全し年間を通じできるだけ水を流すとともに、可能な場所で水生の生きものがすみ流水と触れ合えるなど“潤いある水辺”へと魅力アップします。

〔内 容〕

- ＊ 水田とあわせて、農業用水路を保全。
- ＊ 水路沿いに余裕のある場所などでのスポット的な水遊びの場・水辺のビオトープ（生きものの生息空間）などの整備。



↑ 憩いの農業用水路
（新稲4丁目の市民プール西側）

3-5 花とみどりの文化プログラム

（1）基本方向

（多様な“花とみどりの文化”の振興・普及）

- “みどりのまちづくり”を進める上で、その意義や効果にかかわる芸術などの文化が果たす役割は大きいといえます。

“花とみどり”にかかわる華道（生け花）・盆栽・フラワーアレンジメント（花束や花輪（リース）づくりなど）・ボタニカルアート（植物画）・園芸セラピーなどの絵画・写真・音楽・文芸・舞台芸術・癒しなど、多様な“花とみどりの文化”を振興・普及



します。

（“まちなかのみどり”と文化の共鳴）

- “まちなかのみどり”は、歴史文化・良好な景観・芸術・暮らしなどの文化と共存し融合し合うことによって、“みどりの歴史の道”などとして魅力をアップさせそれらの文化を引き立てます。

とりわけ、都市の文化的側面といえる“都市の風格・品格”のアップに大きく貢献するといえるでしょう。

こうした“まちなかのみどり”と多様な文化との共鳴を促進します。

（２）主要プロジェクト

① “文化の薫るみどり”の選定

〔ねらい〕

- ＊ “まちなかのみどり”を外観面だけでなく関係者のかかわりや地球温暖化の防止などの環境面での効果など内容面をも総合的に評価し、人々に好感を与える文化と共存・融合している場所について“文化の薫るみどり”などとして選定し、その保全・改善・活用を促します。

〔内 容〕

- ＊ 市民に呼びかけて選定し、選定結果は広くPR。

3-6 生きものと共生するみどりのまちプログラム



（１）基本方向

（メリット&デメリットを踏まえつつ、生きものと共生）

- “まちなかのみどり”に支えられ、小鳥・昆虫・野草など都市生態系・田園生態系として様々な生きものが生育しています。
- これらは花粉の交配・種子散布・生物間バランスの調整（特定種の異常繁殖の抑制）・その姿や鳴き声などによる人々への癒し・子供たちへの自然教育や生命教育などのいわゆる「生態系サービス（生態系の公益的機能）」を提供しています。
- 同時に、栽培植物の食害、伝染病の媒介などマイナス面（いわばみどりの内部矛盾の生きもの版）も持っています。
- また昔からの在来生物に対し海外からの外来生物、中でも「侵略的外来種（特定外来生物）」に指定されているブラックバス（オオクチバス）・ブルーギルなどが、箕面でもはびこっており、地域生態系などへの影響が心配され、駆除などの対策の推進が望まれています。
- こうしたメリット・デメリットを踏まえた上で適切な対策を打ちつつ、私たちの暮らしとも深く結びついているまちなかの生きものと共生していきます。

（園芸植物と自然環境との調和）

- 外来種を含むまちなかの園芸植物については、その性質を見極め山地などの自然地（それに準ずる田園などを含む）で繁殖する可能性の高いものは、その進入を防ぐため自然

地やその近くなどでの植栽を控えるなど配慮します。

- また、自然地に生育するものと同種の日本産植物をまちなかに植える場合は、遠方のものなど遺伝的に異なるものを持ち込まず、箕面地方の自生植物の地域遺伝子を混乱させないように努めます。

(2) 主要プロジェクト

① まちなかでの生きもの多様性のアップ

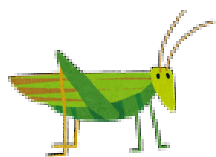
[ねらい]

- * 多くの市民の理解と協力を得て、生きものとの共生による人へのみどりの効果のアップと、豊かな生態系に支える健康的な環境を保全・創出します。

[内 容]

- * 市民参加による生きもの調査の促進や、共生のための啓発、公園・空き地・田んぼなどで在来草（雑草）とも適度に共生する草刈り・除草の適正化、建設工事などでの多自然工法の普及など、生きもの多様性の保全の考え方や対応の促進。
- * 学校・公園などのまちなかで地域の子供たちや住民などの参加を得て、水生生物がすむ水辺や小鳥の営巣場所などのスポット的なビオトープや、樹林に広く小鳥の餌となる実のなる樹木や蝶々の食草・食樹を植えるなど面的なビオトープの創出。
- * 箕面の生きものに関する情報の整理と希少種の保護に配慮した適切な形での公表。
- * 侵略的外来種の駆除（ブルーギル・ブラックバスなど）。

自然に配慮した草刈りの例 →
一挙に刈らず適当な間隔で残し、
昆虫などの生息地（逃げ場）を確保
したため池の土手。（新稲 3 丁目）。



〈推進プログラム〉

3-7 “みどりのまち”を目指す仕組づくりプログラム

(1) 基本方向

(“まちなかのみどり”についてのコンセンサスづくり)

- 市民の“まちなかのみどり”への期待は非常に大きいのですが、同時に樹木の繁茂に伴うトラブルなど、いわゆる「みどりの内部矛盾」などが存在します。

こうした問題を乗り越えるため、みんなでよく意見を交換し、市民全体の“まちなかのみどり”についてのコンセンサスづくりを、重点的に進めます。

- 具体的には、草木の生長する・枯れる・腐葉土に戻るなどの自然のリズムやサイクルを理解しこれとうまく付き合うことで、世話する苦勞を喜びに感じる・落ち葉が資源！に気づくなど、より深い理解に基づく成熟したコンセンサスへと高めていきます。
- 生け垣の普及や建物の更新時に樹木などを必要以上に伐採する更地（さらち）思想の克服などすぐには効果が現れにくいことがらにも、「百年のみどりの大計」の視点で息長く取り組んでいきます。

（“みどりのまちづくり”の活動づくり）

- “まちなかのみどり”に関しては市民による自宅の庭を「オープンガーデン」などとして公開することや、公園や街路樹帯などの緑花グループや団体（みどりプロパー組織）は、まだ多くありません。
- また、市民の「商業地のみどり」への満足度が低い（「市民アンケート」）こと示されているように、事業者をはじめ事業者の取組も立ち後れ気味です。農家についても、高齢化・後継者不足などから、農地の十分な活用ができていないケースも多々あります。事業者の努力とともに、市民が協働して対応することが求められています。
- こうした状況を受けて、“みどりのまちづくり”を進めるための市民・事業者の個別の取組、協働による取組を促進し、とりわけ継続性が期待されるグループ・団体としての活動づくりを進め、全体としてパワーアップを図ります。

（“みどりのまちづくり”の仕組みづくり）

- “みどり”のコンセンサスづくりやまちづくりを進めるには、市民・事業者・行政の協働に支えられつつ、次のような仕組みを生み出します。
- まず、“まちなかのみどり”の多様な個々の取組を増やすとともに、“みどりのまちづくり”として方向づけ、必要な人材や組織を生み出し、さらには必要に応じてタネや苗などの資材の提供し、活動を推進する「コーディネート組織（中間支援組織）」を確立します。
- 次に、“みどりのまちづくり”を市民・事業者・行政の協働で進めるために、情報交換と共通の取組を行う関係組織などが集まる場としての「プラットフォーム（事務局などを持った協議会的な場）」を適切な形で形成します。
- さらに、これらを支える資金について、活動資金への支援（助成など）とともに、同時に資金集めを進める「資金の循環システム」を拡充します。

（２）主要プロジェクト



① 花とみどりの学校（みどりのリーダー養成組織）の開設 [ねらい]

＊ 市民の“まちなかのみどり”に関する活動（注）に対する知識・技術の普及と人材育成の講座とします。

（注）① 民有地を含む緑花活動。

② 市民（非農家）による農業活動。

③ みどりのまちづくり活動（“まちなかのみどり”のデザインやあり方の研究

及び実際の取組への指導・助言・コーディネート など)

- ＊ 特に、地域などで活動するリーダー養成を目指します。

[内 容]

- ＊ リーダー養成を目指し、講義と実習などで2～3年間かけて養成します。
- ＊ 共通基礎講座とともに、その専門性に応じて園芸コース・農芸コース・みどりのまちづくりコースなどを設けます。
- ＊ 「市民園芸ファーム（農園）」などを主なフィールド（活動の場）とします。
- ＊ 授業料を徴収する有料制で検討します。
- ＊ 修了後、できるだけ関係の資格を取得できることを目指します。
- ＊ 専門家・専門機関（園芸高校・大阪府立大学など）などとの連携を検討します。

② 市民園芸ファーム（農園）の整備

[ねらい]

- ＊ 市民の“まちなかのみどり”に関する活動への苗などの生産・供給（寄付集めとも連動）、人材育成の場（相談・講習・見本園）など、“まちなかのみどり”の活動拠点とします。

なお、苗などの供給にあたっては、箕面市内の園芸店などとの競合をできるだけ避けるよう配慮します。

[内 容]

- ＊ 遊休的な市有地などを活用した市民主体の組織の運営による非営利の園芸ファーム（畑・倉庫・事務室・講義室（当面は仮設）など）

③ “まちなかのみどり”のコーディネート組織（中間支援組織）の形成

[ねらい]

- ＊ “まちなかのみどり”を巡る活動づくり、それに伴う諸問題の調整、資金の循環の促進などを行うコーディネート組織を確立します。
- ＊ ある程度の実務（行政からの受託など）をこなしつつ、自らも運営資金（寄付・助成財団からの助成など）を生みだし、各種のコーディネート業務を行います。

[内 容]

- ＊ NPO法人などとして設立（個人＋団体（市民組織・事業者）を想定）。
- ＊ 上記の各プロジェクトの連合体（コーディネート組織内事業部制の併用も検討）。
- ＊ “まちなかのみどり”に関する、次のような基本的な役割を担います。必要に応じて、“まちなかのみどり”に関する役割を横断的・総合的に担当し、縦割りの弊害の解消に貢献します。
 - ① 『“まちなかのみどり”アクションプログラム』の推進。
 - ② 意識啓発・知識や技術の普及
これらについては、市内の園芸店などの店頭での“ワンポイント・アドバイス”の充実を呼びかけます。
 - ③ 人づくり（人材育成・人や組織のネットワークづくり）
 - ④ 活動づくり（インキューベーション（孵化）機能＝相談・支援・仲介・調整など）
 - ⑤ “まちなかのみどり”関連施設（公園・緑地など）の維持管理・利用促進。
 - ⑥ 調査・研究・提言 など

- ⑦ 資金の循環（市民組織などへの活動資金の助成や「みどり支援基金」への募金の促進など）
- ⑧ 以上に関連した事務局（状況に応じて、助成や施設管理などにかかわる事務を含む）。

④ “まちなかのみどり”を巡る資金の循環システムの確立

[ねらい]

- * “まちなかのみどり”を巡る各組織の活動を支える資金の確保を持続的なものへ発展させます。

[内 容]

- * 次のような幅広い資金の活用を進めます。
 - ・ 市民や企業からの会費や寄付。
 - ・ 行政や助成財団などからの助成。
 - ・ 非営利のイベントの開催などに伴う参加費・募金・グッズ（農産物などを含む）などの売り上げ。
 - ・ 営利事業に伴う収益（NPO法では、本来の公益的活動（ミッション）に再投資することを条件にNPOが収益を上げることは認められています）
 - ・ みどり税など法定外目的税（これは市民の理解と市議会の議決とが必要で、今後の検討課題とします）
 - ・ その他（行政や民間の委託事業の受託／保有農地の地代 など）
- * 箕面市の「みどり支援基金」を将来的に継続させるため、助成と寄付とがバランスする“資金の循環”を目指します。
 そのため、みんなで“まちなかのみどり”にふさわしいアイデアを出し創意工夫をして、基金への寄付集めに力を入れます。



⑤ 優れた“まちなかのみどり”の取組への感謝システム

[ねらい]

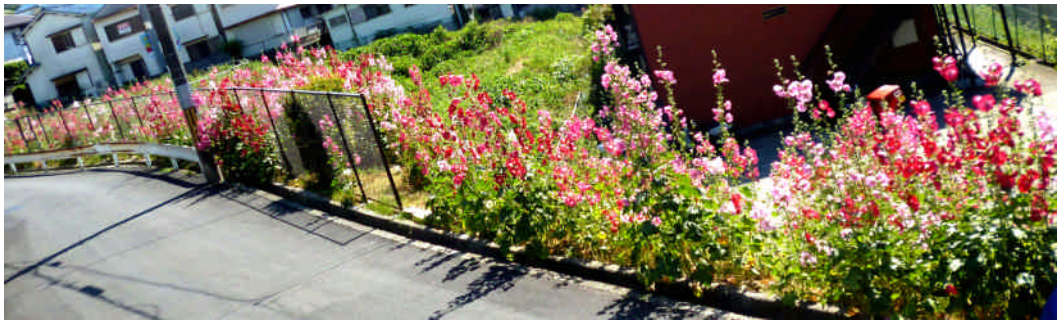
- * “まちなかのみどり”をより豊かにするために貢献した市民・事業者などの個人・団体の取組に対して評価・感謝し、その取組の成果を広く普及します。

[内 容]

- * 優れた“まちなかのみどり”の取組について、選考委員会などの推薦に基づき選定し、感謝状などを贈ります。
 選定結果は広く公表・普及し、多くの市民や事業者などに学ぶよう広く呼びかけます。



【コラム】最近の箕面の“花とみどり”のトピックス・・・



↑ホリホック（ｸﾞﾗﾌｨｯｸ）街道（牧落5丁目）



↑『みどりの街しんぶん』（同編集委員会 発行）
（記事は、西小校区での“あじさいの郷 夢プロジェクト” の紹介）

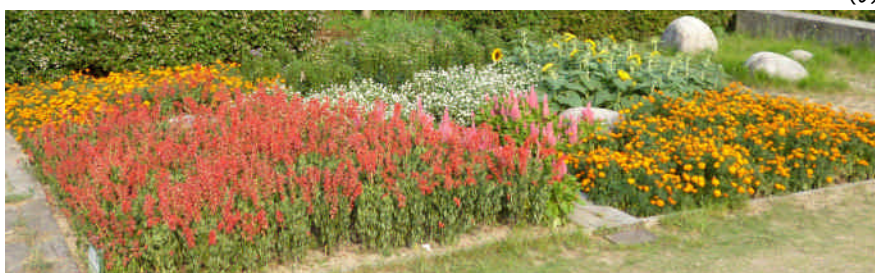


←
“栗生外院
のバラ園”
（Kさん開設）

→
「きらきら さくら広場」
（主に 子供向けの農と緑に
ふれあう体験学習広場の
オープニング風景／新稲1丁目
／みのおエコクラブ）



↑『指定樹木マップ』
（みのお市民まちなみ会議）



←
市民がタネから
育てた“夏花壇”
（かやの中央・古井戸
公園／みのお園芸フ
ォーム）